

## 令和3年度第2回瑞穂町総合教育会議 会議録

### 日 時

令和3年10月20日（水） 午前9時00分から午前9時40分まで

### 場 所

庁舎2階会議室2-1、2-2

### 出席者

【町部局】 杉浦町長、栗原副町長、大井企画部長、小峰教育部長

【教育委員会部局】 鳥海教育長、関谷教育長職務代理者、滝澤委員、村上委員、中野委員

【事務局】 大澤学校教育課長、小熊教育指導課長、鳥海庶務係長、栗原庶務係主任

### 傍聴者

なし

開会 午前9時00分

### 1 開会

事務局（学校教育課長）

会議を開催する前に、机上に配布させていただきました資料等の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

本日の会議には、説明補助員として、教育委員会から小熊教育指導課長にご出席をいただいています。よろ

しくお願いいたします。

なお、会議録作成にあたり、会議の内容を録音させていただきたいと存じますので、重ねてお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、東京都におけるリバウンド防止措置期間となっておりますので、今まで同様に手指の消毒や室内の換気、席の間隔を空けるなどの感染対策をしています。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

ただ今より、令和3年度第2回瑞穂町総合教育会議を開催します。はじめに、町長より会議の開催にあたり、ご挨拶をお願いします。

## 2 町長挨拶

### 町長

皆さま、おはようございます。令和3年度第2回瑞穂町総合教育会議を招集しましたところ、委員全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。日頃から委員の皆さまには、児童生徒の健全育成に向けてご尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、第5波がやっと落ち着いてきたかなというところがございます。緊急事態宣言が長引きましたが、10月から解除されました。ただ、東京都におきましては、引き続きリバウンド防止措置期間に入っておりまして、これが24日までとなっております。昨日の時点では、この後解除されると聞いていますけれども、懸念しているのは第6波でございます。諸外国を見ていると、ブレイクスルーによる感染が起きています。瑞穂町でも、2回ワクチン接種したけれどもコロナウイルスにかかってしまう人が発生していますので、3回目の接種となるブースターショットを準備中です。本当は今年で普通の生活に戻りたいところですが、今後も自分で自分をしっかりと守っていかなければなりません。特に児童は予防

接種ができませんので、子どもたちの健康を守るのは私たちの責任であると考えています。

本日の総合教育会議の議題ですが、1件目は「瑞穂町コミュニティバスの実証実験運行について」をご報告いたします。それから2件目「いじめ防止対策等について」、3件目は先般の千葉県八街市での痛ましい事故を受けて国の主導のもと実施しました「通学路等における合同点検の実施結果について」を説明、報告いたします。また、その他報告がある旨を聞いています。これから各議題について担当者から説明がありますが、委員の皆さまの忌憚のない、また、活発なご意見をお願いいたします。以上です。

事務局（学校教育課長）

ありがとうございました。本会議の議事進行につきましては、瑞穂町総合教育会議要綱第4条第1項により、「会議の議長は町長が務める」となっていますので、これより町長に議事の進行をお願いいたします。

町長

それでは議長を務めさせていただきます。本日の会議は、要綱第6条の規定に基づき、非公開とする理由はありませんので会議を公開といたしますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

### 3 議題

#### （1）瑞穂町コミュニティバスの実証実験運行について

町長

早速、議題に入ります。はじめに、議題（1）瑞穂町コミュニティバスの実証実験運行について、大井企画部長から説明をお願いします。

## 企画部長

説明いたします。資料1をご覧ください。

1、経過ですが、町では高齢者や障がいのある方などの移動手段として、防衛省の再編交付金を原資とした基金により、福祉バスを運行してきました。福祉バスは、利用者や行き先を公共施設に限定し運行してまいりましたが、令和2年度で基金がなくなることや、公共交通に関する町民への意向調査などで、誰でも乗れるバスを求める声が多く、また、町民から3,343筆の署名が提出されるなど、誰でも乗れるバスへのニーズが高まっていました。これらのことから、多くの方の要望にこたえるため、新たな公共交通のあり方について検討を開始し、町内の公共交通環境と、町民の移動の需要に合った長く愛される輸送サービスの確保、より利用しやすくするために必要となる内容を協議するため、令和2年1月に瑞穂町地域公共交通会議を設置しました。こちらで会議を重ね、地域の方の意見や要望を伺うなどの過程を経て、誰もが利用できる新たな公共交通の導入、箱根ヶ崎駅や主要な生活道路を結ぶ公共交通ネットワークの構築を目的に、コミュニティバスの実証実験運行をすることを決定しました。運行事業者は立川バス株式会社です。時系列の経過は記載のとおりです。

2、運行内容ですが、路線案内・時刻表のパンフレットをお開きください。中央上段の「瑞穂町コミュニティバスについて」に運賃の案内、回数券・定期券や乗継制度などを記載しています。運賃は、中学生以上は180円です。小学生は90円で、障害のある方は、乗車する時に手帳を提示していただくと半額の90円で乗車できます。パスモやスイカもご利用になれます。また、お得な回数券や定期券を販売しています。

裏面をご覧ください。左側が運行路線図です。コースは5コースです。休日と平日、また、一部コースでは時間帯によってコースが変わります。コース設定については、福祉バスを基本に検討しましたが、一般の方が乗ることができるコミュニティバスは福祉バスとは異なり、コースの車道幅員の規制によって狭い道路は運行できないことなどから、これらのコースとなりました。バス停と時刻表は、右側に元狭山コース、裏面にその

他の4コースを記載しています。元狭山地区は通勤、通学で利用する時間帯を考慮し、朝夕の運行回数を増便し、路線図にピンク色の点線で示しましたが、役場を経由せずに駅へ直行します。朝6時台と7時台は八高線の東京行きと連絡し、夜は駅の20時台発を設けました。各コースの運行回数は、平日と休日で異なりますが、元狭山コースの平日は22回で休日が18回です。元狭山地域には民間のバス路線がほぼ無いため、運行回数を多くしています。交通不便地域の解消がコミュニティバスの大きな役割のひとつとなります。その他、平日の運行回数は、石畑・殿ヶ谷コース9回、元狭山・長岡コース17回、武蔵野コース5回、箱根ヶ崎・長岡コース5回、計54回です。また、石畑・殿ヶ谷コースの朝の2本は、ふれあいセンターを往復します。運行ダイヤの考え方ですが、JR八高線の上り、八王子方面行きや立川バス福生駅行き、これは福生病院利用者を想定していますが、JRや民間路線バスとの乗り継ぎを考慮し、運行ダイヤを検討しました。実証実験運行を行う中で、多くの皆様のご意見を伺い、利用状況も確認しながら、本格運行に向けて事業を進めていきます。なお、資料1の裏面には、バスの写真とともに仕様を記載しています。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

町長

以上で議題(1)の説明は終わりましたが、少し補足させていただきます。コミュニティバスにすると、運行条件は民間のバスとほぼ同じになります。ですから、細い道は入れない、それからバス停も決められたところになり、警察の強い指導が入ることになります。なおかつ、民業を圧迫してはいけないということがあります。バスの運行ですが、今の経路を維持するのに年間1億4千万円ほどかかります。非常に高いお金がかかりますので、少し皆さまに負担していただきながら、赤字を少しでも埋めなければならないということがあります。乗車賃をいただいても赤字になるだろうという予測ですが、赤字が大きくなるとコミュニティバスを廃止するということになりますので、そういうことが無いように、皆さんにご利用いただきたいと思います。

なお、途中でいろいろな意見も出てくると思いますので、その際にはバス停を少し動かしたり、運行時間を少し変えたりということを、これから皆さんの意見を聴きながら改善して行く予定です。

以上で補足説明を終わります。議題（１）に関して、質問や意見などございましたら、発言をお願いします。

村上委員

このコミュニティバスに乗らせていただきましたが、時間どおりに来て、乗り心地もとても良いと感じました。町民の皆さんがたくさん利用してくれるといいなと思いました。ふれあいセンターを回るコースですと、駅まで遠いかなと思う人には回り道になりますが、そのあたりは今の立川バスのコースと選べることなので、問題ないかなと思います。乗っていて感じたのは、平日と休日で、乗る人はたぶん違う目的で乗るのかなど。休日に瑞穂町を楽しもうと思って回られる方、町外から来て、乗り場が分からず駅前の交番で聞いている方もいらっしやいました。よそから来て町歩きを楽しもうという人たちのために、例えばその時に瑞穂町の中できれいな花が咲いている場所があれば、その場所に近づいた時には、今ちょうどこの公園ではバラが見頃ですとか、休日だけでも、少しほっとするようなアナウンスがあると、このバスに乗ってよかったなと思われることが増えるかなと感じました。

町長

今のご意見も参考にして、今後の改善につなげていきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。質問等ないようですので、議題（１）につきましては以上とさせていただきます。

## （２）いじめ防止対策等について

町長

続きまして、議題（２）いじめ防止対策等について、小峰教育部長から説明をお願いします。

教育部長

それでは、「いじめ防止対策等について」を説明いたします。

資料２をご覧ください。この表は、いじめ防止基本方針策定等までの経緯を時系列で表したものです。平成２３年１０月に、滋賀県大津市で中学生がいじめを苦に自殺した事件を受けまして、平成２５年には「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、全国の学校で「いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ防止のための対策組織」の設置などが義務化されました。裏面をご覧ください。このような経緯によりまして、２として町の取り組みと現状をまとめたものです。平成２４年度からすでに取り組んでいた対策に加え、平成２６年度には「瑞穂町いじめ防止基本方針」、また、学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。平成２９年度には、この２つの方針の一部を改正したところです。改正点の主なものでは、重大いじめ案件について、町長への報告、町長は再調査を行うことができる旨を明文化しました。

３ページをご覧ください。平成３０年度に「瑞穂町いじめ問題調査委員会条例」を制定し、４ページになりますが、令和元年度及び３年度には、この条例を受け委員を委嘱しました。

（瑞穂町情報公開条例第１２条第３号の規定により非公開）

３は、瑞穂町の小・中学校で発生した、平成２９年度から令和２年度までのいじめの認知件数の実態調査をまとめた表です。令和２年度は小学校で２１件、中学校で１２件がいじめと認知されました。認知したいじめは、各校のいじめ対策委員会で組織的に対応し、基本的には小学校１件を除き解消しています。教育委員会としては、件数の増加が悪化、減少が良好な状態であると単純に捉えていません。いじめは、いつでもどこでも

発生することを前提に、継続的、計画的な取り組みと発生時の丁寧な対応が大切だと考えています。いじめの未然防止も含め、開発的、これは人権教育、道徳教育を教育課程に基づき実施しているものです、また、予防的、これはスクールカウンセラー、専任相談員の活用等でございます、及び問題解決的アプローチ、これは当事者、保護者からの聞き取りによる調査等です、これを学校は続けていまして、教育委員会はそれを把握した上で指導、支援をしています。

以上で、説明を終わります。

町長

以上で、議題（２）の説明は終わりました。ただいまの説明等に関して、質問やご意見等ございましたら、発言をお願いします。

質問等ないようですので、議題（２）を終了いたします。

### （３）通学路等にける合同点検の実施結果について

町長

次に議題（３）通学路等における合同点検の実施結果について、小峰教育部長から説明をお願いします。

教育部長

それでは、通学路等における合同点検の実施結果について説明いたします。

資料３の令和３年度通学路等における合同点検実施報告書をご覧ください。実施内容は、学校や保護者等から要望された箇所を中心に、学校、PTA、福生警察署の交通規制及び防犯担当、庁内部署からは道路管理担当の建設課、交通安全・防犯担当の地域課、学童保育クラブ関係等担当の子育て応援課、事務局の学校教育課で点検を行いました。第一小学校は９月２２日、第二小学校は９月２７日、第三小学校は９月２７日、第四小



学校は9月24日、第五小学校は9月22日にそれぞれ実施いたしました。各学校5箇所から10箇所の点検箇所があり、全部で36箇所の点検を行いました。各学校の早期の対応が求められる場所や、対応が難しい場所などを説明します。一覧をもとに説明しますが、点検箇所を示した瑞穂町全図と点検時の写真も合わせてご覧いただければと思います。

第一小学校は、ナンバー4の一小敷地南東の交差点ですが、交通量が多く、一時停止を無視する車も多いことから、福生警察署による取り締まりの強化をする方向で現在検討しています。第二小学校は、ナンバー18の中通りですが、ガードレールがなく、スピードを出す車が多く危険な状況であるため、道路標示の引き直しの検討や、道路にはみ出している樹木の剪定を地権者に依頼する予定です。ガードパイプやポストコーンの設置については、道路幅員を考えると難しい状況ではあります。第三小学校は、ナンバー22の駒形富士山交差点付近ですが、町道部分の停止位置が後方のため左折時に横断者に気づきにくい状況であるので、歩車分離の信号機の設置について、警察で検討していくこととなっています。第四小学校は、ナンバー28の都営住宅の南側の通りですが、交通量が多く、横断歩道がなく危険なため、横断歩道の設置に向けて進めているところです。第五小学校は、ナンバー29と31、第五小学校から石畑集会所付近にかけてですが、抜け道として利用され、スピードを出す車も多く危険であるため、交通安全施設の設置の検討や通学路等の変更も検討することとしています。

以上となりますが、表の右端に示している担当部署が各箇所について今後、対応や検討を進めていきます。現在、予定しています具体的な対応予定箇所を一例として挙げさせていただきます。資料3の第一小学校の図面番号1、酪農協同組合からひじり保育園までの道路ですが、写真では1枚目の一番右上、現在は矢印の先には照明施設がありません。同じく図面番号8、あすなろ児童館駐車場付近になります。写真では、3ページの一番右上7から9の道路照明設置予定箇所、矢印の先に防犯灯が確認できると思います。その左下の写真7～

9の真ん中より左側に、道路照明が確認いただけると思いますが、今申し上げた3か所については学校からの道が暗いという意見を踏まえまして、1については新たに道路照明灯を設置、8については既存の防犯灯・道路照明灯をLEDの道路照明灯への取替工事を令和3年度に実施する予定です。簡単に対応できない箇所もありますが、少しでも改善できるように関係機関が協力し合い進めていきたいと考えています。また、ハード面だけではなく、スクールガードリーダーの活用やボランティア等による見守り活動などのソフト面も検討していきたいと考えています。

以上で、説明を終わります。

町長

議題（3）の説明は終わりました。実はですね、LEDの道路照明灯をつけたり、町でできることは行っているのですが、中には、うちにはLEDの照明灯つけないでほしいという人もいます。そういう方にも協力いただけるよう説得しながら、子どもたちの安全を守るため、できる限り進めていきたいと思っています。

ただいまの説明等に関して、質問や意見などございましたら、発言をお願いします。

質問等ないようですので、議題（3）については、この程度とします。

#### （4）その他

町長

次に議題（4）その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局（学校教育課長）

2件の報告事項がございます。1件目は、瑞穂町立瑞穂第二中学校生徒の逝去に伴い緊急に開催された第1回瑞穂町総合教育会議の報告です。2件目は、1件目に関連しまして、10月7日に瑞穂町いじめ問題調査委

員会（生徒死亡背景調査委員会）が開催されましたので、その報告をさせていただきたいと考えています。なお、これらの案件に関しましては個人情報保護の観点、ならびに、本件は現在調査中であるため、調査に支障をきたさないようにする必要があるので、瑞穂町総合教育会議要綱第6条第1項第1号の規定に基づき、非公開にさせていただきたいと考えております。

町長

ただ今、事務局から2件の報告事項があると話がありました。あわせて非公開としたい旨の発言がありましたが、その趣旨は理解できるものであるため、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。それでは、小峰教育部長から説明をお願いします。なお、2件の報告事項は関連がありますので、一括の説明をお願いします。

（瑞穂町総合教育会議要綱第6条第1項第1号の規定により非公開）

#### 4 閉会

町長

以上をもちまして、令和3年度第2回瑞穂町総合教育会議を終了いたします。皆さま、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前9時40分